1	特別養護老人ホーム(ユニット型)施設整備費補助審査基準・・・・・P	•
2	特別養護老人ホーム(従来型)施設整備費補助審査基準・・・・・・P	-
3	特別養護老人ホーム(一部ユニット型)施設整備費補助審査基準・・・P	1 4
1	養護老人ホーム施設整備費補助審査基準 ・・・・・・・・・・P	1 5
5	介護専用型ケアハウス(ユニット型)施設整備費補助審査基準・・・・P	2 (

平成22年10月26日

- ・指定基準=指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年3月31日厚生省令第39号)
- ・指定基準について=指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準について(平成12年3月17日老企第43号)
- ・特養基準=特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準(平成11年3月31日厚生省令第46号)
- ・特養基準について=特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準について(平成12年3月17日老発第214号)

なお、平成22年度着工案件については、旧審査基準を適用する。

項目	関係規定	基 準	判断	現 状	留意事項
建物配置	•特養基準第	1 建築基準法に規定する耐火建築物でなければならない	適•否	•構造	・地域の人々との交流が可能な空間(公
構造設備	35条、第3条、	こと。ただし、入居者の日常生活に充てられる居室、共同			共的空間)が用意されていること。
建	第8条	生活室及び浴室を2階以上の階及び地階のいずれにも		地下階、地上階	・希望者が集ってクラブ活動ができるスペ
物		設けない場合は、準耐火建築物とすることができる。			ース、身体を動かすことができるスペー
規	・特養基準につ	2 建物の配置、構造及び設備は、日照、採光、換気等の	適•否	・各階の主な用途(事業)	ス、おしゃべりできるスペースがあること。
模	いて第5の4、	入居者の保健衛生に関する事項及び防災について十分		階	・扉は引き戸とし、姿勢を保持する手すり
等	第2の1、第1	考慮されたものでなければならないこと。		階	があることが望ましいこと。
	の 2、7	3 入居者が、自室のあるユニットを超えて広がりのある日常	適•否	階	・床は衝撃を吸収する床、例えば厚みの
		生活を楽しむことができるよう、他のユニットの入居者と交		階	あるラバーのついた床などで仕上げるこ
	・指定基準につ	流したり、多数の入居者が集まったりすることのできる場		階	とが望ましいこと。
	いて第5の3	所(準公共的空間)を設けること。		階	・壁及び扉ガラスには車椅子等による傷
		4 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備(避難	適•否	階	防止策(キックプレート等)が必要なこと。
		階段、非常警報設備等)を設けること。		階	・窓や手すりは、誤って転落しないような
		5 建物の設計に当たっては、高齢者が居住する住宅の設	適•否		高さとし、万一に備えて転落防止策を講
		計に係る指針(平成 13 年国土交通省告示第 1301 号)及			じること。
		び東京都福祉のまちづくり条例(平成7年東京都条例第			・各室、バルコニー及び屋外に通ずる出
		33 号)を参考として、入居者の身体機能の低下や障害が			入口の床面には、車椅子の通行の支障
		生じた場合にも対応できること。			となる段差を設けないこと。
規模	•基本指針	1 定員は30人以上とすること。	適•否	·入所定員人	
	•補助要綱	2 原則として入所定員の 10%以上のショートステイ用居室	適•否	・ショート定員人	
		を併設すること。		・延床面積(特養・ショート)	
		3 1人当たりの延床面積は、38.0平方メートル以上とするこ	適•否	m²	
		と。		>定員 <u></u> 人×38.0 ㎡	
				=m²	

				I	
地等	, , , ,	1 建設計画に当たり、容積率、防災上の適正な広さなど建	適·否		
	・消防法 等	築基準法等の関係法令に適合していること。			
ニット	・指定基準につ	1 入居者の自律的な生活を保障する居室(使い慣れた家	適•否	・居宅に近い居住環境の工	・ユニットの入り口は玄関らしい「しつら
	いて第5の3	具等を持ち込むことのできる個室)と、少人数の家庭的な		夫(居室のカーテンを本人	え」とすること。
		雰囲気の中で生活できる共同生活室(居宅での居間に相		選択にしている等)	・同一階に奇数ユニットを設けることは避
	・特養基準につ	当する部屋)が不可欠であること。			けたほうがよいこと。
	いて第5の4	2 ユニットは、居宅に近い居住環境の下で、居宅における	適•否		
		生活に近い日常の生活の中でケアを行うものでなければ			
		ならないこと。			
居室	•指定基準第	1 1室の定員は1人(個室)とすること。ただし、夫婦で利用	適•否	・各階のユニット定員×ユニ	・事業者の都合により一方的に2人部屋
	40条	するなど、入居者へのサービスの提供上必要と認められ		ット数及び2人部屋の有無	とする(同室させる)ことは認められないこ
		る場合は、2 人とすることができる。		階有•無	と。
	・指定基準につ	2 居室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニ	適•否	階有•無	
	いて第5の3	ットの共同生活室に近接して一体的に設けること。		階有•無	・ベッドの位置や向きが変えられる広さと
		3 1 ユニットの入居定員は、おおむね 10 人以下としなけれ	適·否	階有•無	構造が望ましいこと(コンセント類の位置
	•特養基準第	ばならないこと。		階有·無	にも配慮)。
	35条	4 地階に設けてはならないこと。	適•否	階有·無	
		5 1室の床面積(内法寸法)等は、次のいずれかを満たす		階有•無	・いかにも作りつけ然とした家具は避けた
	・特養基準につ	こと。		階有•無	ほうがよいこと。
	いて第5の4、	(1) ユニット型個室:床面積は、10.65 平方メートル以上と	適•否	・居室のうち最大の床面積	
	第2の1	すること(洗面設備(必須)の面積を含み、トイレの面積			・画一的な居室設計ではなく、ストレッチ
		を除く。)。 ただし、2 人部屋の場合にあっては、21.3 平		・居室のうち最小の床面積	ャーの移動や二方向介助などに支障の
	•昭和 62 年 9	方メートル以上とすること。			ない重度の要介護者のケアにも対応でき
	月 18 日社施第	(2) ユニット型準個室:ユニットに属さない居室を改修した	適•否	・望ましい設備の有無(右欄	る広さの居室を設けるなど、入居者の介
	107 号「社会福	ものについては、入居者同士の視線の遮断の確保を前		に○印を付け、その他あれ	護度の状態に合わせた居室設計に配慮
	祉施設におけ	提にした上で、居室を隔てる壁について、天井との間		ば以下に記載)	すること。
	る防火安全対	に一定の隙間が生じていても差し支えない。			
	策の強化につ	6 寝台又はこれに代わる設備を備えること。			
	いて」				
		 ・消防法等 ・消防法等 ・指定第5の3 ・特養第5の4 ・指定基準について ・指定第40条 ・指で第5の3 ・特養基準について ・特養基準にの3 ・特養基準にの3 ・特養基準にの3 ・特養基準にの4、第2の1 ・昭和62年9月18日社会はおいます ・昭和62年9月18日社会はおいます ・昭和62年9月18日社会はおいます ・の強にの強になる。 	 ・消防法等 築基準法等の関係法令に適合していること。 ・指定基準について第5の3 具等を持ち込むことのできる個室)と、少人数の家庭的な雰囲気の中で生活できる共同生活室(居宅での居間に相当する部屋)が不可欠であること。 ・特養基準について第5の4 2 ユニットは、居宅に近い居住環境の下で、居宅における生活に近い日常の生活の中でケアを行うものでなければならないこと。 居室 ・指定基準第 40条 1 1室の定員は1人(個室)とすること。ただし、夫婦で利用するなど、入居者へのサービスの提供上必要と認められる場合は、2人とすることができる。 ・指定基準について第5の3 2 居室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。 3 1 ユニットの入居定員は、おおむね10人以下としなければならないこと。 3 1 ユニットの入居定員は、おおむね10人以下としなければならないこと。 3 1 ユニットの入居定員は、おおむね10人以下としなければならないこと。 5 1室の床面積(内法寸法)等は、次のいずれかを満たすこと。 いて第5の4、第2の1 すること(洗面設備(必須)の面積を含み、トイレの面積を除く。)。ただし、2人部屋の場合にあっては、21.3平方メートル以上とすること。 (2) ユニット型側室:ユニットに属さない居室を改修したものについては、入居者同士の視線の遮断の確保を前機にした上で、居室を隔てる壁について、天井との間に一定の隙間が生じていても差し支えない。 6 寝台又はこれに代わる設備を備えること。 	・消防法 等 築基準法等の関係法令に適合していること。 ニット ・指定基準について第5の3 1 入居者の自律的な生活を保障する居室(使い慣れた家界囲気の中で生活できる共同生活室(居宅での居間に相当する部屋)が不可欠であること。 適・否報気の中で生活できる共同生活室(居宅での居間に相当する部屋)が不可欠であること。 ・水で第5の4 2 ユニットは、居宅に近い居住環境の下で、居宅における生活に近い日常の生活の中でケアを行うものでなければならないこと。 適・否生活に近い日常の生活の中でケアを行うものでなければならないこと。 居室 ・指定基準第 は、空の定員は1人(個室)とすること。ただし、夫婦で利用する場合は、2人とすることができる。 適・否如など、入居者へのサービスの提供上必要と認められる場合は、2人とすることができる。 適・否如よりに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。 ・指定基準について第5の3 2 居室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。 適・否定を表していて第5の4、はならないこと。 適・否定を表していて第5の4、はならないこと。 適・否定を表していて第5の4、はならないこと。 適・否定の味面積(内法寸法)等は、次のいずれかを満たすこと。 適・否定を決していて第5の4、対しの面積を含み、トイレの面積を除く。)。ただし、2人部屋の場合にあっては、21.3平方メートル以上とすること。 適・否定して、2人部屋の場合にあっては、21.3平方メートル以上とすること。 適・否定のよりに関係の適所の確保を前をないては、人居者同士の視線の遮断の確保を前を表していては、人居者同士の視線の遮断の確保を前をよっての隙間が生じていても差し支えない。 6 寝台又はこれに代わる設備を備えること。	- 消防法 等

				7 居室の出入口は、避難上有効な空地、廊下、共同生活			【望ましい設備】
				室又は広間に直接面して設けること。	適• 否		• 車椅子の高さに合わせた居室の鍵(室
				8 床面積の14分の1以上に相当する面積を直接外気に面	適•否	 ・幅 1.5 メートルを下回るバ	内から開けられること)
施				して開放できるようにすること。		ルコニーがある場合の幅及	・ベッドの高さやリクライニングの角度が
	ユ			9 必要に応じて入居者の身の回り品を保管することができ	適•否	 び対策(一部を拡張し、車	手元で調節できる低床ベッド
設	=			る設備を備えること。		 椅子の転回を可能にしてい	・衣服寝具の収納スペース
	ッ			10 ブザー又はこれに代わる設備を設けること。	適•否	る等) m	・部屋ごとの冷暖房設備
	1			11 2 階以上の居室には、避難・搬送及び消防活動上有効			・テレビ視聴の設備
				なバルコニー(幅 1.5 メートルを基準とする)を設置するこ	適•否		•電話配線
				と。	適•否		・横になった状態で照明、空調を手元で
							コントロールできるスイッチ
		共同	•指定基準第	1 共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当	適•否	・共同生活室のうち最大の	・食事スペースのみで構成される場合は
		生活	40条、第27	該ユニットの入居者が交流し、共同で日常生活を営むた		床面積m²	キッチンを含めて居室3室程度の広さが
		室	条、第 44 条	めの場所としてふさわしい形状とすること。		>ユニット定員人×2 m²	望ましいこと。
				2 他のユニットの入居者が、共同生活室を通過することな	適•否	=m²	
			・指定基準につ	く、施設内の他の場所に移動することができるようになっ		・共同生活室のうち最小の	
			いて第5の3、	ていること。		床面積m²	
			6、7、第4の25	3 入居者が、その心身の状況に応じて家事を行うことがで	適•否	>ユニット定員 <u></u> 人×2 ㎡	
				きるよう簡易な流し・調理設備を設けること。		=m²	
			•特養基準第	4 地階に設けてはならないこと。	適•否		
			35条、第26	5 1の共同生活室の床面積(内法寸法)は、2平方メートル	適•否	・望ましい設備の有無(右欄	【望ましい設備】
			条、第 38 条	に当該共同生活室が属するユニットの入居定員を乗じて		に○印を付け、その他あれ	•食器棚
				得た面積以上とすること。		ば以下に記載)	•冷蔵庫
			・特養基準につ	6 高齢者の身体及び状態に適したテーブルや椅子など、	適•否		・電子レンジ
			いて第5の4、	必要な設備及び備品を備えること。			・共同生活室付近で手を洗える設備
			7、第2の1、第	7 ユニットの入居者全員と介護職員が、一度に食事をした	適•否		・食事スペースとリビングスペース(くつろ
			4の12	り、談話等を楽しんだりすることが可能な備品を備えた上			ぐことができるテーブル、椅子、ソファな
				で、車椅子が支障なく通行できる形状が確保されているこ			ど)の双方
				と。			・車椅子用のシンクや調理台

				付別食設化八小一厶(ユー)「空/旭	以上师	及而勿由且生于	
		洗面	•指定基準第	1 居室ごとに設けること。	適•否	・洗面部分の概ねの床面積	・トイレ内の洗面台は、原則洗面設備で
		設備	40条	2 介護を必要とする者が使用するのに適したものとするこ	適•否	m²	はないこと。
			・指定基準につ	と。			
施			いて第5の3				【望ましい形状】
	ユ		•特養基準第				底がフラットなシンク、コンセント、車いす
設	=		35 条				利用者を想定した鏡、湯水の温度調整
	ツ		・特養基準につ				設備、認知しやすい水栓金具
	7		いて第5の4				
		トイレ	•指定基準第	1 居室ごとに設けるか、又は共同生活室の近くに2ヶ所以	適•否	・設置状況及び箇所数	・居室内にトイレがある場合でも、共同生
			40条	上分散して設けること。		①居室内に有り室	活室の近くに最低1ヶ所はトイレを設ける
			・指定基準につ	2 手すり及びブザー又はこれに代わる設備を設けるととも	適•否	②居室内に無し室	こと。
			いて第5の3	に、介護を必要とする者が使用するのに適したものとする		③共同生活室近くのトイレ	・アコーディオンカーテンを扉の代用とす
			•特養基準第	こと。		ヶ所	るのは適切でないこと。
			35 条			・望ましい設備の有無(右欄	【望ましい設備】
			・特養基準につ			に○印を付け、その他あれ	・排泄の自立を促しやすい便器
			いて第5の4、			ば以下に記載)	•洗浄乾燥暖房付便座
			第2の1				・拭き掃除が行いやすい床材
							・適切な臭い対策
	浴	室	•指定基準第	1 介護を必要とする者が入浴するのに適したものとするこ	適•否	•設置状況及び箇所数	・個浴を各ユニット内に設けることが望ま
			40条、第43条	と。		①個別浴室及び浴槽	しい。設置が難しい場合でも、隣接する
			・指定基準につ	2 居室のある階ごとに適切な数の個別浴槽を設けること。	適·否	階ヶ所据	ユニットごとに浴槽をユニットの数だけ設
			いて第5の3、6	3 利用者の身体機能に応じて、姿勢保持機能付個別浴	適·否	個別浴室のうち最小の床	置すること。
			•特養基準第	槽、臥位式機械浴槽などの特殊浴槽を設けること。		面積m²	【望ましい設備】
			35条、第37条			②特殊浴槽及び浴室	・手すりや移乗台が設置できる構造
			・特養基準につ			階ヶ所据	・2 方向もしくは3方向から介助が行える
			いて第5の4、6			③その他(シャワー室等)	構造
						<u>(何が)</u> ケ所	

				H74 17113	及Ⅲ为田丘坐十	
	医務室	・指定基準第 40	1 医療法第1条の5第2項に規定する診療所とし、入院施	適•否	・設置階数及び床面積	
		条、第27条	設を有しない診療所として医療法第7条第1項の規定に		階m²	
		・指定基準について第4の25	基づく都道府県知事の許可を得ること。			
施		・特養基準第35	2 入居者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を	適•否		
7.6		条、第 26 条	備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けること。	~ <u> </u>		
÷π.		・特養基準につ	/用んらびみが、20女(に)心して四/下1次.且以 /用で以びること。			
設		いて第5の4、第				
		2の1、第4の12				
	調理室	•特養基準第	1 火気を使用する部分は、不燃材料を用いること。	適•否	・設置階数及び床面積	
		35条、第26条	2 食器・調理器具等を消毒する設備、食器・食品等を清潔	適•否	階m²	
		・特養基準につ	に保管する設備並びに防虫及び防鼠の設備を設けるこ			
		いて第2の1、	と。			
		第4の12				
	汚物処理	•特養基準第	1 他の設備と区分された一定のスペースを確保し、換気及	適•否	・設置状況及び箇所数	・ユニットごともしくは隣接するユニットごと
	室	35 条	び衛生管理等に十分配慮すること。		①ユニット内に有り	に設けること。
		33 714	2 入居者がむやみに立ち入らないよう、鍵等を備えること。	適•否	ユニット	
		・特養基準につ	2 / ハロロルで、マグローエ・フノ・ソウはくなり、女子で、畑んのこと。	ᄤᄆ	②ユニット内に無し	・汚物処理室、洗濯室、浴室は近接して
		いて第2の1			ユニット	設けることが望ましいこと。
					その場合、当該階(フロ	
					ア)に(有・無)	
	廊下•階	•指定基準第	1 片側廊下の幅は1.8メートル以上、中廊下の幅は2.7メ	適•否	・左欄のなお書きによる廊	
	段等	40条	ートル以上とすること(廊下の幅は内法によるものとし、手		下がある場合における拡張	
		・指定基準につ	すりから測定する。)。なお、廊下の一部の幅を拡張する		部分の幅及び箇所数	
		いて第5の3	ことにより、入居者、職員等の円滑な往来に支障が生じな		m×m	
		•特養基準第	いと認められる場合には、片側廊下にあっては 1.5 メート		 × ケ所	
		35 条	ル以上、中廊下にあっては 1.8 メートル以上として差し支			
		- 21-	えない。			
		特養基準につ	2 廊下及び階段には、手すりを設けること。	適•否		
		いて第2の1				
		いし男 4 00 1	3 階段の傾斜は、緩やかにすること。	適•否		

	その他	•特養基準第	1 ユニット及び浴室は、3階以上の階に設けてはならない。	適•否	・その他設備の有無	・扉や窓及び手すり(裏側に溝のある場
		35 条	ただし、次の各号のいずれにも該当する建物に設けられ		①エレベーター 基	合)には、指詰め防止策を施すこと。
			るユニット又は浴室については、この限りでない。		 ②傾斜路	
施		特養基準につ	(1) ユニット又は浴室のある3階以上の各階に通ずる特	適•否	階から階	
		いて第2の1	別避難階段を2以上(防災上有効な傾斜路を有する場		③食事用等ダムウエーター	
設	ı		合又は車いす若しくはストレッチャーで通行するために		基	
			必要な幅を有するバルコニー及び屋外に設ける避難		④洗濯物用等ダムウエータ	
			階段を有する場合は、1以上)有すること。		ー(又はシューター)基	
			(2) 3 階以上の階にあるユニット又は浴室及びこれらか	適·否	⑤常夜灯(感応式照明等)	
			ら地上に通ずる廊下その他の通路の壁及び天井の室		·廊下(有·無)	
			内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。		·共同生活室(有·無)	
			(3) ユニット又は浴室のある3階以上の各階が耐火構造	適•否	・居室内のトイレ(有・無)	
			の壁又は特定防火設備により防災上有効に区画され		・居室外のトイレ(有・無)	
			ていること。		·その他	
			2 廊下、共同生活室、トイレその他必要な場所に常夜灯を	適•否	⑥洗濯室又は洗濯場	
			設けること。		階ヶ所	
			3 ユニット又は浴室が2階以上の階にある場合は、1以上	適•否	⑦介護材料室	
			の傾斜路を設けること。ただし、エレベーターを設ける場		階ヶ所	
			合は、この限りでない。		⑧介護職員室またはコーナ	
			4 傾斜路は入居者の歩行及び輸送車、車椅子の昇降並	適•否	一(机等)	
			びに災害発生時の避難、救出に支障のないようその傾斜		・ユニット内(有・無)	
			は緩やかにし、その表面は粗面又はすべりにくい材料で		・ユニット外(有・無)	
			仕上げること。		その場合、1ヶ所が担当	
			5 焼却炉、浄化槽その他の汚物処理設備及び便槽を設け	適•否	するユニット数	
			る場合には、居室、共同生活室及び調理室から相当の距		ユニット	
			離を隔てて設けること。			
			6 洗濯室又は洗濯場、介護材料室、事務室その他の運営	適•否		
			上必要な設備を設けること。			

- ・指定基準=指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年3月31日厚生省令第39号)
- ・指定基準について=指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準について(平成12年3月17日老企第43号)
- ・特養基準=特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準(平成11年3月31日厚生省令第46号)
- ・特養基準について=特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準について(平成12年3月17日老発第214号)

項目	関係規定	基 準	判断	現 状	留意事項
建物配置	·特養基準第11	1 建築基準法に規定する耐火建築物でなければならない	適•否	•構造	・家族や地域の人々との交流が可能な空
構造設備	条、第3条、第	こと。ただし、入居者の日常生活に充てられる居室、静養			間が用意されていること。
建	8条	室、食堂、浴室及び機能訓練室を2階以上の階及び地		地下階、地上階	・希望者が集ってクラブ活動ができるスペ
物		階のいずれにも設けない場合は、準耐火建築物とするこ			ース、身体を動かすことができるスペー
規	・特養基準につ	とができる。		・各階の主な用途(事業)	ス、おしゃべりできるスペースがあること。
模	いて、第2の1、	2 建物の配置、構造及び設備は、日照、採光、換気等の	適•否	階	・扉は引き戸とし、姿勢を保持する手すり
等	第1の2及び7	入居者の保健衛生に関する事項及び防災について十分		階	があることが望ましいこと。
		考慮されたものでなければならないこと。		階	・床は衝撃を吸収する床、例えば厚みの
	・指定基準につ	3 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備(避難	適•否	階	あるラバーのついた床などで仕上げるこ
	いて第3	階段、非常警報設備等)を設けること。		階	とが望ましいこと。
		4 建物の設計に当たっては、高齢者が居住する住宅の設	適•否	階	・壁及び扉ガラスには車椅子等による傷
		計に係る指針(平成 13 年国土交通省告示第 1301 号)及			防止策(キックプレート等)が必要なこと。
		び東京都福祉のまちづくり条例(平成7年東京都条例第			・窓や手すりは、誤って転落しないような
		33 号)を参考として、入居者の身体機能の低下や障害が			高さとし、万一に備えて転落防止策を講
		生じた場合にも対応できること。			じること。
					・各室、バルコニー及び屋外に通ずる出
					入口の床面には、車椅子の通行の支障
					となる段差を設けないこと。
規模	•基本指針	1 定員は30人以上とすること。	適•否	・入所定員人	
	•補助要綱	2 原則として入所定員の 10%以上のショートステイ用居室	適•否	・ショート定員人	
		を併設すること。		・延床面積(特養・ショート)	・従来型個室の増築に限り、補助金を減
		3 1人当たりの延床面積は、34.13平方メートル以上とする	適•否	m²	じた上で、1 人当たり延床面積 34.13 平
		こと。		>定員 <u></u> 人×34.13 ㎡	方メートル未満の整備を認めることがあ
				=m²	る。

	立地等	•建築基準法	1 建設計画に当たり、容積率、防災上の適正な広さなど建	適•否		
		•消防法 等	築基準法等の関係法令に適合していること。			
	居室	•指定基準第3	1 1室の定員は4人以下とすること。	適•否	・各階の定員×部屋数	・いかにも作りつけ然とした家具は避けた
		条	2 地階に設けてはならないこと。	適•否	階人室×部屋	ほうがよいこと。
施			3 1室の1人当たりの床面積(内法寸法)は、10.65平方メー	適•否	階人室×部屋	
		・指定基準につ	トル以上とすること。		階人室×部屋	・個室の場合、ベッドの位置や向きが変
設		いて第3	4 寝台又はこれに代わる設備を備えること。	適•否	階人室×部屋	えられる広さと構造が望ましいこと(コンセ
			5 居室の出入口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に	適•否	階人室×部屋	ント類の位置にも配慮)。
		•特養基準第11	直接面して設けること。		階人室×部屋	
		条	6 床面積の14分の1以上に相当する面積を直接外気に面	適•否	・望ましい設備の有無(右欄	
			して開放できるようにすること。		に○印を付け、その他あれ	
		・特養基準につ	7 入居者の身の回り品を保管することができる設備を備え	適•否	ば以下に記載)	
		いて第2の1	ること。			
			8 ブザー又はこれに代わる設備を設けること。	適•否		
		•昭和62年9月	9 2 階以上の居室には、避難・搬送及び消防活動上有効	適•否	・幅 1.5 メートルを下回るバ	・多床室の場合、各ベットに採光がとれ、
		18 日社施第	なバルコニー(幅 1.5 メートルを基準とする)を設置するこ		ルコニーがある場合の幅及	障子等を用いた可動壁で、ベットの間を
		107 号「社会福	と。		び対策(一部を拡張し、車	仕切るなど個室的な配置にすること。
		祉施設におけ			椅子の転回を可能にしてい	【望ましい設備】
		る防火安全対			る等)m	・個室の場合、車椅子の高さに合わせた
		策の強化につ				居室の鍵(室内から開けられること)
		いて」				ベッドの高さやリクライニングの角度が
						手元で調節できる低床ベッド
						・部屋ごとの冷暖房設備
						・テレビ視聴の設備
						・ 横になった状態で個人用の照明を
						手元でコントロールできるスイッチ

	静養室	•指定基準第3	1 介護職員室又は看護職員室に近接して設けること。	適•否	•設置階数及び床面積	
		条	2 地階に設けてはならないこと。	適•否	階m²	
		・指定基準につ	3 寝台又はこれに代わる設備を備えること。	適•否		
施		いて第3の1	4 静養室の出入口は、避難上有効な空地、廊下又は広間	適•否		
		•特養基準第11	に直接面して設けること。			
設		条	5 床面積の14分の1以上に相当する面積を直接外気に面	適•否		
		・特養基準につ	して開放できるようにすること。			
		いて第2の1	6 入居者の身の回り品を保管することができる設備を備え	適•否		
			ること。			
			7 ブザー又はこれに代わる設備を設けること。	適•否		
	洗面設備	•指定基準第3	1 居室のある階ごとに設けること。	適•否	•設備状況及び箇所数	・トイレ内の洗面台は、原則洗面設備で
		条	2 介護を必要とする者が使用するのに適したものとするこ	適•否	①居室内に有り室	はないこと。
		•特養基準第11	と。		②居室内に無し室	【望ましい形状】
		条			③その他設置場所(食堂に	コンセント、車いす利用者を想定した鏡、
		・特養基準につ			○ヶ所等)	湯水の温度調整設備、認知しやすい水
		いて第2の1				栓金具
	トイレ	•指定基準第3	1 居室のある階ごとに居室に近接して設けること。	適•否	・設置状況及び箇所数	・アコーディオンカーテンを扉の代用とす
		条	2 トイレのもつ機能を十分に発揮し得る適当な広さ又は数	適•否	①居室内に有りヶ所	るのは適切でないこと。
		・指定基準につ	を確保すること。		②居室内に無しヶ所	・少なくとも4人あたり一箇所のトイレを設
		いて第3の1	3 手すり及びブザー又はこれに代わる設備を設けるととも	適•否	③その他設置場所	けること。
		•特養基準第11	に、介護を必要とする者が使用するのに適したものとする			【望ましい設備】
		条	こと。		・望ましい設備の有無(右欄	・排泄の自立を促しやすい便器
		・特養基準につ			に○印を付け、その他あれ	•洗浄乾燥暖房付便座
		いて第2の1			ば以下に記載)	・拭き掃除が行いやすい床材
						・適切な臭い対策

	I	1	T		T	
	浴室	•指定基準第3	1 介護を必要とする者が入浴するのに適したものとするこ	適•否	・浴室は各階に設けること。	・複数の個別浴槽を設置した浴室で、同
		条、第13条	と。			時利用が想定される場合は、固定壁など
		・指定基準につ	2 利用者の身体機能に応じて、姿勢保持機能付個別浴	適•否		で浴槽の間を仕切るなどでプライバシー
		いて第3の1	槽、臥位式機械浴槽などの特殊浴槽を設けること。			を確保すること。
施		•特養基準第11				
		条、第 16 条			・設置状況及び箇所数	・浴室は、居室のある階ごとに設けるこ
設		・特養基準につ			①個別浴室及び浴槽	と。
		いて第2の1			階ヶ所据	・マンツーマン方式を想定した配置が望
					個別浴室のうち最小の床	ましいこと。
					面積m²	
					②特殊浴槽及び浴室	
					階ヶ所据	【望ましい設備】
					③その他(シャワー室等)	・手すりや移乗台が設置できる構造
					(何が) _ケ 所	
					 (何が) ヶ所	構造
	医務室	·指定基準第3	1 医療法第1条の5第2項に規定する診療所とし、入院施	適•否	設置階数及び床面積	
		条、第 27 条	設を有しない診療所として医療法第7条第1項の規定に		階 m²	
		・指定基準につ	基づく都道府県知事の許可を得ること。			
		トレイン いて第3の1、	2 入居者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を	適•否		
		第4の25	備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けること。			
		・ ・特養基準第11				
		条、第 26 条				
		・特養基準につ				
		いて第2の1				
		4214 = 1 2	1			

	調理室	•特養基準第11	1 火気を使用する部分は、不燃材料を用いること。	適•否	•設置階数及び床面積	
		条、第 26 条	2 食器・調理器具等を消毒する設備、食器・食品等を清潔	適•否	 階m²	
		・特養基準につ	に保管する設備並びに防虫及び防鼠の設備を設けるこ			
		いて第2の1、	٤.			
		第4の12				
	介護職員	•特養基準第11	1 居室のある階ごとに居室に近接して設けること。	適•否	・設置階数、階の定員及び	
	室	条	2 必要な備品を揃えること。	適•否	床面積	
					階人m²	
					階人m²	
施					階人m²	
設	食堂及び	•指定基準第3	1 食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有する	適•否	①食堂の床面積	・グループ(少人数)ケアの観点を重視
	機能訓練	条、第14条	ものとし、その合計した床面積(内法寸法)は3平方メート		m²×室=m²	し、15人前後を単位に一つの食堂を設
	室	・指定基準につ	ルに入所定員を乗じて得た面積以上とすること。ただし、		②機能訓練室の床面積	ける形が望ましいこと。
		いて第4の12	食事の提供又は機能訓練に支障がない広さを確保する		m²×室=m²	
		•特養基準第11	ことができるときは、同一の場所とすることができる。		1+2=m	
		条、第17条	2 必要な備品を揃えること。	適•否	>入所定員人×3 m²	
		・特養基準につ			=m²	
		いて第2の1、第				
		4 <i>O</i> 5				
	汚物処理	•特養基準第11	1 他の設備と区分された一定のスペースを確保し、換気及	適•否	•設置階数及び床面積	・汚物処理室、洗濯室、浴室は近接して
	室	条	び衛生管理等に十分配慮すること。		階m²	設けることが望ましいこと。
		• 特養基準	2 入居者がむやみに立ち入らないよう、鍵等を備えること。	適•否		
		について第				
		2 Ø 1				

	廊下•階	指定基準第3	1 片側廊下の幅は1.8メートル以上、中廊下の幅は2.7メ	適•否		
	段等	条	ートル以上とすること(廊下の幅は内法によるものとし、手	į		
	12.13	特養基準第11	すりから測定する。)。			
		条	2 廊下及び階段には、手すりを設けること。	適•否		
		特養基準につ	3 階段の傾斜は、緩やかにすること。	適•否		
		いて第2の1	THE PARTIES AND THE PARTIES AN			
	その他	特養基準第11	1 居室、静養室、食堂、浴室及び機能訓練室(以下「居室		<u>・</u> その他設備の有無	・扉や窓及び手すり(裏側に溝のある場
	C 17 [E	条	等という。)は、3階以上の階に設けてはならない。ただ	Į I	①エレベーター 基	合)には、指詰め防止策を施すこと。
		・特養基準につ	し、次の各号のいずれにも該当する建物に設けられる居		②傾斜路	17(-18()11111-767-11/(E/ME) CC0
		いて第2の1	室等については、この限りでない。		階から階	
施		. (2)(4 = 2 =	(1) 居室等のある3階以上の各階に通ずる特別避難階	適•否	③食事用等ダムウエーター	
			段を2以上(防災上有効な傾斜路を有する場合又は車	į	基	
設			いす若しくはストレッチャーで通行するために必要な幅			
			を有するバルコニー及び屋外に設ける避難階段を有		ー(又はシューター) 基	
			する場合は、1以上)有すること。			
			(2) 3 階以上の階にある居室等及びこれらから地上に通	適•否	·廊下(有·無)	
			ずる廊下その他の通路の壁及び天井の室内に面する		・居室内のトイレ(有・無)	
			部分の仕上げを不燃材料でしていること。		・居室外のトイレ(有・無)	
			(3) 居室等のある3階以上の各階が耐火構造の壁又は	適•否	⑥看護職員室	
			建築基準法施行令に規定する特定防火設備により防		階m²	
			災上有効に区画されていること。		⑦面談室	
			2 廊下、トイレその他必要な場所に常夜灯を設けること。	適•否	階m²	
			3 居室等が2階以上の階にある場合は、1以上の傾斜路を	適•否	⑧洗濯室又は洗濯場	
			設けること。ただし、エレベーターを設ける場合は、この限		階ヶ所	
			りでない。		⑨介護材料室	
					階ヶ所	

	4 傾斜路は入居者の歩行及び輸送車、車椅子の昇降並	適•否	
	びに災害発生時の避難、救出に支障のないようその傾斜		
	は緩やかにし、その表面は粗面又はすべりにくい材料で		
	仕上げること。		
	5 焼却炉、浄化槽その他の汚物処理設備及び便槽を設け	適•否	
	る場合には、居室、静養室、食堂及び調理室から相当の		
	距離を隔てて設けること。		
	6 看護職員室、面談室、洗濯室又は洗濯場、介護材料	適•否	
	室、事務室その他の運営上必要な設備を設けること。		

- ・指定基準=指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年3月31日厚生省令第39号)
- ・指定基準について=指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準について(平成12年3月17日老企第43号)
- ・特養基準=特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準(平成11年3月31日厚生省令第46号)
- ・特養基準について=特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準について(平成12年3月17日老発第214号)

項目	関係規定	基 準	判断	現 状	留意事項
基本方針	•特養基準第46	1 一部ユニット型特別養護老人ホームの設備の基準は、ユ	適•否	•構造	
	条	ニット部分にあっては「特別養護老人ホーム(ユニット型)			
		施設整備費補助審査基準」に、それ以外の部分にあって		地下階、地上階	
	・特養基準につ	は「特別養護老人ホーム(従来型)施設整備費補助審査			
	いて、第6の2	基準」に定めるところによる。		・各階の主な用途(事業)	
		2 浴室、医務室、調理室、洗濯室又は洗濯場、汚物処理	適•否	階	・ユニット部分の浴室は、各ユニット内に
	•指定基準第52	室、介護材料室及び事務室その他の運営上必要な設備		階	個浴を設けることが望ましい。設置が難し
	条	については、ユニット部分の入居者及びそれ以外の部分		階	い場合でも、隣接するユニットごとに浴槽
		の入居者へのサービスの提供に支障がないときは、それ		階	をユニットの数だけ設置すること。
	・指定基準につ	ぞれ一の設備をもって、ユニット部分及びそれ以外の部		階	
	いて第6の2	分に共通の設備とすることができる。		階	

- ・養護基準=養護老人ホームの設備及び運営に関する基準(昭和41年7月1日厚生省令第19号)
- ・養護基準について=養護老人ホームの設備及び運営に関する基準について(平成12年3月30日老発第307号)
- ・特定基準=指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年3月31日厚生省令第37号)
- ・特定基準について=指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について(平成11年9月17日老企第25号)

項	目	関係規定	基 準	判断	現 状	留意事項
建	物配置	•養護基準第	1 建築基準法に規定する耐火建築物又は準耐火建築物	適•否	•構造	・入所者と家族の面会場所について、入
構	造設備	11条、第3	でなければならないこと。			所者やその家族の利便に配慮したものと
建		条、第8条、第	2 建物の配置、構造及び設備は、日照、採光、換気等入	適•否	地下階、地上階	すること。
物		18条	所者の保健衛生に関する事項及び防災について十分配		・各階の主な用途(事業)	・扉は引き戸とし、姿勢を保持する手すり
規			慮されたものでなければならないこと。		階	があることが望ましいこと。
模		・養護基準につ	3 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備(避難	適•否	階	・床は衝撃を吸収する床、例えば厚みの
等		いて	階段、非常警報設備等)を設けること。		階	あるラバーのついた床などで仕上げるこ
		第5の5	4 利用者が車椅子で円滑に移動することが可能な空間と	適•否	階	とが望ましいこと。
			構造を有するものでなければならないこと。			・壁及び扉ガラスには車椅子等による傷
		•特定基準第	5 建物の設計に当たっては、高齢者が居住する住宅の設			防止策(キックプレート等)が必要なこと。
		192 条の 6	計に係る指針(平成 13 年国土交通省告示第 1301 号)及			・窓や手すりは、誤って転落しないような
			び東京都福祉のまちづくり条例(平成7年東京都条例第			高さとし、万一に備えて転落防止策を講
			33 号)を参考として、入居者の身体機能の低下や障害が	適•否		じること。
			生じた場合にも対応できること。			・各室、バルコニー及び屋外に通ずる出
			6 教養娯楽設備等を備えること。			入口の床面には、車椅子の通行の支障
						となる段差を設けないこと。
規	模	•養護基準第	1 定員は20人以上とすること。	適•否	·入所定員人	
		10条	2 1人当たりの延床面積は、29.2 平方メートル以上とするこ	適•否	・延床面積(養護)	
		・養護基準につ	ک.		m²	
		いて第2の1			>定員 <u>人</u> ×29.2 m²	
					=m²	
立	地等	•建築基準法	1 建設計画に当たり、容積率、防災上の適正な広さなど建	適•否		
		•消防法 等	築基準法等の関係法令に適合していること。			

				7 III 70 II		
	居室	•養護基準第11	1 1室の定員は1人(個室)とする。ただし入所者への処遇	適•否	・各階の定員及び2人部屋	・2 人部屋の場合にあっては、21.3 平方メ
		条、第13条	上必要と認められる場合には、2人とすることができる。		の有無	ートル以上とすること。
		・養護基準につ	2 地階に設けてはならないこと。	適•否	階人 有·無	・床面積の14分の1以上に相当する面
		いて第2の2	3 1室の1人当たりの床面積(内法寸法)は、10.65平方メー	適•否	階人 有·無	積を直接外気に面して開放できるように
		•特定基準第	トル以上とすること。		階人 有·無	すること。
施		192条の6	4 居室の出入口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に	適•否	階人 有·無	・ベッドの位置や向きが変えられる広さと
		・特定基準につ	直接面して設けること。		・居室のうち最大の床面積	構造が望ましいこと(コンセント類の位置
設		いて第3の10の	5 入所者の寝具及び身の回り品を各人別に収納すること	適•否		にも配慮)。
		2-2	ができる収納設備(押入れ(これに代わるものとして設置し		・居室のうち最小の床面積	・いかにも作りつけ然とした家具は避けた
			たタンス等を含む。)、床の間、踏み込み等の設備をい			ほうがよいこと。
		•昭和 62 年 9	う。)を設けること。		・幅 1.5 メートルを下回るバ	【望ましい設備】
		月 18 日社施第	6 ブザー等緊急の連絡に必要な設備を設けること。	適•否	ルコニーがある場合の幅及	・車椅子の高さに合わせた居室の鍵(室
		107 号「社会福	7 2 階以上の居室には、避難・搬送及び消防活動上有効		び対策(一部を拡張し、車	内から開けられること)
		祉施設におけ	なバルコニー(幅 1.5 メートルを基準とする)を設置するこ		椅子の転回を可能にしてい	・ベッドの高さやリクライニングの角度が
		る防火安全対	と。		る等)m	手元で調節できる低床ベッド
		策の強化につ				・部屋ごとの冷暖房設備
		いて」				・テレビ視聴の設備
						•電話配線
	静養室	•養護基準第	1 医務室又は職員室に近接して設けること。	適•否	•設置場所及び床面積	
		11 条、	2 地階に設けてはならないこと。	適•否	階m²	
			3 原則として一階に設け、寝台又はこれに代わる設備を備	適•否		
		・養護基準につ	えること。			
		いて第2の2	4 静養室の出入口は、避難上有効な空地、廊下又は広間	適•否		
			に直接面して設けること。			
			5 寝具及び身の回り品を各人別に収納することができる収	適•否		
			納設備を備えること。			
			6 静養室のもつ機能を十分に発揮し得る適当な広さを確	適•否		
			保すること。			
					·	

				マードリー	<u> </u>	
	洗面所	•養護基準第	1 居室のある階ごとに設けること。	適•否		・トイレ内の洗面台は、原則洗面所では
		11条				ないこと。
						【望ましい形状】
						コンセント、車いす利用者を想定した鏡、
施						湯水の温度調整設備、認知しやすい水
						栓金具
設	トイレ	•養護基準第	1 居室のある階ごとに男子用と女子用を別に設置し、非常	適•否	•設置状況及び箇所数	・手すり及びブザー又はこれに代わる設
		11条	用設備(ブザー又はこれに代わる設備等)を備えているこ	適•否	①居室内に有り室	備を設けること。
		・養護基準につ	と。		②居室内に無し室	・アコーディオンカーテンを扉の代用とす
		いて第2の2	2 トイレのもつ機能を十分に発揮し得る適当な広さ又は数		③居室外	るのは適切でないこと。
		•特定基準第	を確保すること。		階 男ヶ所 女ヶ所	【望ましい設備】
		192 条の 6			階 男ヶ所 女ヶ所	・排泄の自立を促しやすい便器
					階 男ヶ所 女ヶ所	·洗浄乾燥暖房付便座
					階 男ヶ所 女ヶ所	・拭き掃除が行いやすい床材
						・適切な臭い対策
	医務室	•養護基準第	1 入所者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を	適•否	•設置階数及び床面積	
		11条、第24条	備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けること。		階m²	
		・養護基準につ	2 入所施設を有しない診療所として医療法第7条1項の規	適•否		
		いて第2の2、	定に基づく都道府県知事の許可を得ること。			
	調理室	•養護基準第	1 火気を使用する部分は、不燃材料を用いること。	適•否	・設置階数及び床面積	
		11 条	2 食器・調理器具等を消毒する設備、食器・食品等を清潔	適•否	階m²	
		・養護基準につ	に保管する設備並びに防虫及び防鼠の設備を設けるこ			
		いて第2の2	と。			
	職員室	・養護基準第	1 居室のある階ごとに居室に近接して設けること。	適•否	・設置階数及び床面積	
		11条			階m²	

	食堂	•養護基準第	1 食堂の持つ機能を十分に発揮し得る適当な広さを有す	適・否	・設置階数及び床面積	
	~_	11条	ること。	~= 1	階 m²	
		・養護基準につ	3CC°			
		いて第2の2				
		•特定基準第				
施		192条の6				
<i>)</i> /E	汚物処理	・養護基準第	1 他の設備と区別された一定のスペースを確保すること。	適・ 否	 ・設置階数及び床面積	
設		11条	2 入居者がむやみに立ち入らないよう、鍵等を備えること。	適•否	階 m ²	一次
以	主	·養護基準につ	2 八店有がむでかに立り八りないより、娘寺を開えること。	心。口	P自111	
		いて第2の2				
	廊下•階	・養護基準第	1 片側廊下の幅は、1.35メートル以上、中廊下の幅は、1.8			・廊下及び階段には、手すりを設けるこ
	段等	*食暖基毕用 11 条	メートル以上とすること(廊下の幅は内法によるものとし、	週•台		
	投 等	11 余	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,			<u>ځ</u> .
			手すりから測定する。)。	\2k \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \		
	No. of a	24, 34, 44 0/45 keke	2 階段の傾斜は、緩やかにすること。	適•否		
	浴室	•養護基準第	1 身体の不自由な者が入浴するのに適したものとするこ	適•否	・設置状況及び箇所数	
		11条	٤.		①個別浴室及び浴槽階 ヶ所 据	
		•特定基準第			<u> </u>	
		192 条の6			面積 m²	
					②その他(特殊浴槽やシャ	
					ワー室等)	
					<u>(何が)</u> ケ所	
	その他	•養護基準第	1 集会室、宿直室、面談室、洗濯室又は洗濯場、霊安室	適·否	•設置階数及び床面積	・傾斜路は入所者の歩行及び輸送車、
		11条	及び事務室その他運営上必要な設備を設けること。		集会室階m ²	車椅子の昇降並びに災害発生時の避
			2 上記について、それぞれの室の持つ機能を十分に発揮	適•否	宿直室階m [*]	難、救出に支障のないようその傾斜は緩
		・養護基準につ	し得る適当な広さ又は数を確保すること		面談室階m²	やかにし、その表面は粗面又はすべりに
		いて第2の2	3 居室等が2階以上の階にある場合は、1以上の傾斜路を	適•否	洗濯室又は洗濯場	くい材料で仕上げること。
			設けること。ただし、エレベーターを設ける場合は、この限り		階m²	・扉や窓及び手すり(裏側に溝のある場
			でない。		霊安室階m²	合)には、指詰め防止策を施すこと。

4 廊下、トイレその他必要な場所に常夜灯を設けること。	適•否	・その他設備の有無	
		①エレベーター基	
5 焼却炉、浄化槽その他の汚物処理設備及び便槽を設け	適•否	②傾斜路階から階	
る場合には、居室、静養室、食堂及び調理室から相当の		③常夜灯(感応式照明等)	
距離を隔てて設けること。		·廊下(有·無)	
		・トイレ(有・無)	

- ・特定基準=指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年3月31日厚生省令第37号)
- ・特定基準について=指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について(平成11年9月17日老企第25号)
- ・軽費基準=軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準(平成20年5月9日厚生労働省令第107号)
- ・軽費基準について=軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準について(平成20年5月30日老発第0530002号)

I	項目	関係規定	基 準	判断	現 状	留意事項
3	建物配置	•特定基準第	1 建築基準法に規定する耐火建築物又は準耐火建築で	適•否	•構造	・扉は引き戸とし、姿勢を保持する手すり
柞	構造設備	177条	なければならないこと。			があることが望ましいこと。
建			2 建物の配置、構造及び設備は、日照、採光、換気等利	適•否	地下階、地上階	・床は衝撃を吸収する床、例えば厚みの
物		•軽費基準第3	用者の保健衛生に関する事項及び防災について十分配		・各階の主な用途(事業)	あるラバーのついた床などで仕上げるこ
規		条、第8条、第	慮されたものでなければならないこと。		階	とが望ましいこと。
模		10条	3 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備(避難	適•否	階	・壁及び扉ガラスには車椅子等による傷
等			階段、非常警報設備等)を設けること。		階	防止策(キックプレート等)が必要なこと。
			4 利用者が車椅子で円滑に移動することが可能な空間と	適•否	階	・窓や手すりは、誤って転落しないような
			構造を有するものでなければならないこと。		階	高さとし、万一に備えて転落防止策を講
			5 建物の設計に当たっては、高齢者が居住する住宅の設	適•否		じること。
			計に係る指針(平成 13 年国土交通省告示第 1301 号)及			・各室、バルコニー及び屋外に通ずる出
			び東京都福祉のまちづくり条例(平成7年東京都条例第			入口の床面には、車椅子の通行の支障
			33 号)を参考として、入居者の身体機能の低下や障害が			となる段差を設けないこと。
			生じた場合にも対応できること。			
ŧ	規模	•基本指針	1 定員は30人以上とすること。	適•否	・入所定員 <u>人</u>	
		•補助要綱	2 1人当たりの延床面積は、39.6 平方メートル以上とするこ	適•否	・延床面積(ケアハウス)	
			ک.		m²	
					>定員人×39.6 m²	
					=m²	
3	立地等	•軽費基準第3	1 立地に当たっては、入居者の外出の機会や地域住民と	適•否		
		条	の交流の機会が確保されるよう配慮すること。			
		•建築基準法	2 建設計画に当たり、容積率、防災上の適正な広さなど建	適•否		
		•消防法 等	築基準法等の関係法令に適合していること。			

	ユニット	•軽費基準第	1 10 程度の数の居室及び当該居室に近接して設けられる	適•否		・他のユニットの入居者が、共同生活室を通
		10条	共同生活室により構成される区画(以下、「ユニット」とい			過することなく、施設内の他の場所に移動す
施			う。)を基本的な単位とすること。			ることができるようになっていること。
	居室	•特定基準第	1 1室の定員は1人(個室)とすること。ただし、夫婦で利用	適•否	・各階のユニット定員×ユニ	・トイレ及び簡易な調理設備を設けること
設		177条	するなど、利用者の処遇上必要と認められる場合は、2人		ット数及び2人部屋の有無	が望ましいこと。
			とすることができるが、事業者の都合により一方的に2人		階有•無	・寝台又はこれに代わる設備を備えるこ
		・特定基準につ	部屋とする(同室させる)ことは認められないこと。		階有·無	と。
		いて第3の	2 地階に設けてはならないこと。	適•否	階有·無	・床面積の14分の1以上に相当する面
		10-2	3 収納スペースを設けること。	適•否	階有·無	積を直接外気に面して開放できるように
			4 1室の床面積(内法寸法)は、15.63 平方メートル(収納ス	適•否	階有·無	すること。
		•軽費基準第	ペース、洗面所(必須)等を除いた有効面積は 13.2 平方		・居室のうち最大の床面積	・ベッドの位置や向きが変えられる広さと
		10条	メートル)以上とすること。ただし、2 人部屋の場合にあっ			構造が望ましいこと(コンセント類の位置
			ては、23.45 平方メートル以上とすること。		・居室のうち最小の床面積	にも配慮)。
		•昭和62年9	5 居室の出入口は、避難上有効な空き地、廊下又は広間	適•否		・いかにも作りつけ然とした家具は避けた
		月 18 日社施第	に直接面して設けること。		・望ましい設備の有無(右欄	ほうがよいこと。
		107 号「社会福	6 ブザー等緊急の連絡に必要な設備を設けること。	適•否	に○印を付け、その他あれ	【望ましい設備】
		祉施設におけ	7 2 階以上の居室には、避難・搬送及び消防活動上有効	適•否	ば以下に記載)	・車椅子の高さに合わせた居室の鍵(室
		る防火安全対	なバルコニー(幅 1.5 メートルを基準とする)を設置するこ			内から開けられること)
		策の強化につ	Ł。			・ベッドの高さやリクライニングの角度が
		いて」				手元で調節できる低床ベッド
					・幅 1.5 メートルを下回るバ	・部屋ごとの冷暖房設備
					ルコニーがある場合の幅及	・テレビ視聴の設備
					び対策(一部を拡張し、車	・電話配線
					椅子の転回を可能にしてい	・横になった状態で照明、空調を手元で
					る等)m	コントロールできるスイッチ

	1		1 H- 11: N# 44		S 1		
		共同	•軽費基準第	1 ユニットの入居者が、談話室、娯楽室、集会室及び食堂	適·否	・共同生活室のうち最大の	・高齢者の身体及び状態に適したテーブ
		生活	10条	として使用することが可能な部屋とすること。		床面積m²	ルや椅子など、必要な設備及び備品を
	ユ	室		2 同一ユニット内の入居者が交流し、共同で日常生活を営	適•否	>ユニット定員人×2 m²	備えること。
施	=			むための場所としてふさわしい形状を有すること。		=m²	【望ましい設備】
	ツ			3 共同生活室ごとにトイレ及び簡易な調理設備を適当数設	適•否	・共同生活室のうち最小の	・食器棚
設	7			けること。		床面積m²	・冷蔵庫
				4 必要な設備及び備品を備えること。	適•否	>ユニット定員 <u></u> 人×2 ㎡	・電子レンジ
				5 1の共同生活室の床面積(内法寸法)は、2平方メートル	適·否	=m²	・共同生活室付近で手を洗える設備
				に当該共同生活室が属するユニットの入居定員を乗じて		・望ましい設備の有無(右欄	・食事スペースとリビングスペース(くつろ
				得た面積以上を標準とすること。		に○印を付け、その他あれ	ぐことができるテーブル、椅子、ソファな
						ば以下に記載)	ど)の双方
							・車椅子用のシンクや調理台
	•	洗面	•軽費基準第	1 居室ごとに設けること。	適•否	・洗面部分の概ねの床面積	・介護を必要とする者が使用するのに適
		所	10条			m²	したものとすること
							・トイレ内の洗面台は、原則洗面所では
							ないこと。
							【望ましい形状】
							 底がフラットなシンク、コンセント、 車いす
							 利用者を想定した鏡、湯水の温度調整
							 設備、認知しやすい水栓金具

トイレ ・特定基準第 1 居室のある階ごとに設置し、非常用設備(ブザー又はこ れに代わる設備等)を備えていること。 適・否 ・設置状況及び箇所数 ・居室ごとに設けるか、又は の近くに 2 ヶ所以上分散して ②居室内に無し 室 ・アコーディオンカーテンを 3 共同生活室近くのトイレ るのは適切でないこと。	て設けること。
2 身体の不自由な者が使用するのに適したものとするこ 適・否 ②居室内に無し 室 ・アコーディオンカーテンを	· ·
	雇の代用とす
3共同生活室近くのトイレ るのは適切でないこと。	
施	
・望ましい設備の有無(右欄 ・排泄の自立を促しやすい)	
設 に〇印を付け、その他あれ ・洗浄乾燥暖房付便座	
ば以下に記載) ・拭き掃除が行いやすい床	才
浴室 ・特定基準第 1 身体の不自由な者が入浴するのに適したものとするこ 適・否 ・設置状況及び箇所数 ・個浴を各ユニット内に設け	ることが望ま
177 条 と。 ①個別浴室及び浴槽 しい。設置が難しい場合でも	、隣接する
・軽費基準第 2 介護を必要とする利用者も入浴できる設備を設置するこ 適・否階ヶ所据 ユニットごとに浴槽をユニット	の数だけ設
10 条 と。 個別浴室のうち最小の床 置すること。	
・軽費基準につ 3 居室のある階ごとに適切な数の個別浴槽を設けること。 適・否 面積m 【望ましい設備】	
いて第2-1(4) 4 機能を十分に発揮し得る適当な広さ又は数を確保するこ 適・否 ②特殊浴槽及び浴室 ・手すりや移乗台が設置でき	:る構造
と。 階ヶ所据 •2 方向もしくは 3 方向から	卜助が行える
③その他(シャワー室等) 構造	
<u>(何が)</u> ケ所	
機能訓練 ・特定基準第 1 機能を十分に発揮し得る適当な広さを有すること。 適・否 ・設置階数及び床面積 ・施設内に適当な広さの場所	斤が確保でき
室 177条 階m² る場合にあっては、設ける必	要はないこ
と。	
調理室 ・軽費基準第 1 火気を使用する部分は、不燃材料を用いること。 適・否 ・設置階数及び床面積	
10 条 2 食器・調理器具等を消毒する設備、食器・食品等を清潔 適・否 階m²	
・軽費基準につ に保管する設備並びに防虫及び防鼠の設備を設けるこ	
いて第 2-1(5) と。	

	廊下•階	軽費基準第10	1 廊下には手すりを設けること。	適• 否	片廊下 最小の廊下幅	・廊下の有効幅は1.8メートル以上確保さ
	段等	条	2 階段を設ける場合は、両側に手すりがあること	適•否	m	れていること(廊下の幅は内法によるもの
					中廊下 最小の廊下幅	とし、手すりから測定する。)。ただし、車
					m	椅子使用者同士がすれ違えるスペース
						を設けた場合は 1.5 メートル以上とするこ
						と。
						・階段の傾斜は、緩やかにすること。
	その他	軽費基準第 10	1 面談室、洗濯室又は洗濯場、宿直室、事務室その他の	適•否	•設置階数及び床面積	・他の設備と区分された一定のスペース
施		条	運営上必要な設備を設けること。		面談室階m²	を確保し、換気及び衛生管理等に十分
			2 ユニット及び浴室は、3階以上の階に設けてはならない。	適•否	洗濯室又は洗濯場	配慮した汚物処理室を設けること。
設			ただし、次の各号のいずれにも該当する建物に設けられ		階m²	・汚物処理室には、入居者がむやみに立
			るユニット又は浴室については、この限りでない。		宿直室階m²	ち入らないよう、鍵等を備え、ユニットごと
			(1) ユニット又は浴室のある3階以上の各階に通ずる特	適•否		もしくは隣接するユニットごと又は洗濯
			別避難階段を2以上(防災上有効な傾斜路を有する場		・その他設備の有無	室、浴室に近接して設けることが望ましい
			合又は車いす若しくはストレッチャーで通行するために		①エレベーター基	こと。
			必要な幅を有するバルコニー及び屋外に設ける避難		②食事用等ダムウエーター	・廊下、共同生活室、トイレその他必要な
			階段を有する場合は、1 以上)有すること。		基	場所に常夜灯を設けること。
			(2) 3 階以上の階にあるユニット又は浴室及びこれらか	適•否	③洗濯物用等ダムウエータ	・傾斜路は入居者の歩行及び輸送車、
			ら地上に通ずる廊下その他の通路の壁及び天井の室		ー(又はシューター)基	車椅子の昇降並びに災害発生時の避
			内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。		④常夜灯(感応式照明等)	難、救出に支障のないようその傾斜は緩
			(3) ユニット又は浴室のある3階以上の各階が耐火構造	適•否	·廊下(有·無)	やかにし、その表面は粗面又はすべりに
			の壁又は特定防火設備により防災上有効に区画され		·共同生活室(有·無)	くい材料で仕上げること。
			ていること。		・居室内のトイレ(有・無)	・焼却炉、浄化槽その他の汚物処理設備
			2 施設内に一斉に放送できる設備を設置すること。	適•否	・居室外のトイレ(有・無)	及び便槽を設ける場合には、居室、共同
			3 居室を2階以上に設ける場合は、エレベーターを設ける	適•否	·その他	生活室及び調理室から相当の距離を隔
			こと。			てて設けること。
			4 冷暖房設備について整備すること。	適•否		・扉や窓及び手すり(裏側に溝のある場
						合)には、指詰め防止策を施すこと。